追加仕様運用説明書

HEAT20 住宅システム認定委員会事務局

申請書「付属資料(1)評価計算で用いた部位の仕様」に記載した仕様(以下、申請時評価仕様という。)と同等以上の性能を有し、「1.追加仕様の要件」に適合する仕様は追加仕様と称し、申請時評価仕様と同等とみなすことができる。

追加仕様は、認証の新規申請時に申請することを原則とするが、認証後においても申請することができる。また、申請は必須としないが、この場合は年度毎に「追加仕様採用の届出」を提出しなければならない。

申請により認証委員会の承認を得た仕様は、年度毎の「追加仕様採用の届出」提出が免除され、また認証後に発行される認証書の付属資料に記載されるため、公式な手続きに基づく仕様として位置づけられる。

1. 追加仕様の要件

- 1) 部位 (開口部以外) においては、(1) \sim (3) に示す要件に適合すること。
- (1)申請時評価仕様と同じ断面構成であること。ただし、以下(2)、(3)の要件を満たす場合は、材料を変更することができる。
- (2)熱貫流率が申請時評価仕様の値以下であること。

申請時評価仕様におけるある層の材料と同じ種類の材料(以下、同種の材料という。)が(2)-1~(2)-3 のいずれかに適合する場合は、(2)を満たしているとみなせる。

- (2)-1 同種の材料の厚さが厚いこと、かつ、熱伝導率の値は大きくならないこと。
- (2)-2 同種の材料の熱伝導率の値が小さいこと、かつ、材料厚は薄くならないこと。
- (2)-3 同種の材料の熱抵抗の値が大きいこと。
- (3) 防露仕様がイ、ロ、のいずれかに適合すること。
 - イ. 防湿層、防風層(断熱材と通気層の境界にある材料すべて)、及び断熱層(断熱材)の透湿性能(透湿抵抗)が申請時評価仕様と変わらないこと、又は結露防止において有利な性能であること。
 - ロ. 品確法・性能表示制度の評価方法基準「5-1 断熱等性能等級」の等級 5~7における防露に関する 仕様基準に適合すること、又は同等評価(結露計算)により仕様基準と同等の措置が講じられていることを 確認すること。ただし、申請を行わず、届出のみで追加仕様を採用する場合は、申請時評価仕様が同等 評価による仕様であっても仕様基準に適合することを必須とする。
- 2) 開口部(窓)においては、(1)及び(2)に示す要件に適合すること。
 - (1) 熱貫流率が申請時評価仕様の値以下であること。
 - (2) 日射熱取得率が申請時評価仕様の値以上であること。

なお、開閉方式、サッシ枠の種類、ガラスの種類は申請時評価仕様と同種であることは問わない。

- 3) 開口部(ドア)においては、(1) に示す要件に適合すること。
 - (1) 熱貫流率が申請時評価仕様の値以下であること。

2. 追加仕様の運用

1) 追加仕様の申請

認証の新規申請時には、申請書「付属資料(2)部位の追加仕様と熱性能」に記入することにより追加仕様の申請を行う。<u>追加仕様は各部位3仕様まで</u>とし、<u>4仕様以上の場合は、別途定める書式「住宅システム認定」追</u>加仕様申請書」に記入のうえ申請する。

認証後に追加仕様申請を行う場合は、別途定める書式「住宅システム認定」追加仕様申請書」に記入のうえ申請する。

認証の新規申請時、認証後の申請のいずれの場合も「1. 追加仕様の要件」に適合することの根拠資料(自己適合宣言書、結露計算書、など)を必要に応じて申請書に添付して提出すること。

認証後の申請については、新たな追加仕様を記載した付属資料を添付し、既認証番号に枝番をつけて再発行する。

認証の新規申請時、認証後の申請、いずれも追加仕様の数により手数料を申請時に納めること。

2) 追加仕様の届出(未申請未承認の追加仕様を採用した場合)

未申請未承認の追加仕様を HEAT20 住宅システム認証住宅の建設・供給に際して採用した場合は、<u>随時</u> 又は年度毎に別途定める書式「追加仕様採用の届出」に記載のうえ認証委員会宛てに提出する。加えて、「1. 追加仕様の要件」に適合することの根拠資料(自己適合宣言書など)を必要に応じて届出に添付して提出すること。

3. 追加仕様申請手数料

※金額:税込み

| | | 会員 | 非会員 |
|------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 認証の新規申請時 に追加仕様を申請 する場合 | 追加仕様が各部位で3仕様以内である場合 | 0 | 0 |
| | 追加仕様が各部位で4仕様以上である場合 | 1,100 円/件 ×超過件数 | 2,200 円/件 ×超過件数 |
| 認証後に追加仕様 を申請する場合 | 追加仕様数 20 件以内の場合 (1 件~20 件は同額) | 22,000 円 | 44,000 円 |
| | 追加仕様数 21 件以上の場合 | 22,000 円+ 1,100 円/件 ×超過件数 | 44,000 円+ 2,200 円/件 ×超過件数 |